

令和 7 年度 佐世保市利用者負担金（保育料）

階層		階層区分		保育認定（3号認定） （令和7年3月31日時点で満3歳未満）	
				国基準額	佐世保市
1	A	生活保護世帯・里親世帯		0	0
2	B2	B または B1 のうち母子世帯等		0	0
3	B1	B のうち均等割非課税世帯		0	0
4	B	所得割非課税世帯		19,500	12,400
5	C2	C または C1 のうち母子世帯等		9,000 2子目以降無料	8,300 2子目以降無料
6	C1	市 民 税 所 得 割 課 税 額	48,599 円以下	19,500	17,600
7	C		57,699 円以下	30,000	22,200
			77,100 円以下	30,000	22,200 所得制限対象外
8	D1		96,999 円以下	30,000	27,000
9	D2		168,999 円以下	44,500	33,600
10	D3		211,200 円以下	61,000	40,000
11	D4		300,999 円以下	61,000	44,000
12	D5		396,999 円以下	80,000	48,000
13	D6		397,000 円以上	104,000	62,400

- ※ 1 上記金額は第 1 子目の金額であり、0 歳児を除く 2 子目以降は無料となります。0 歳児は 2 子目が 1/2 の金額、3 子目以降は無料です。（ただし、C2 階層の方は同時在園にかかわらず 2 子目以降が無料となります。）
- ※ 2 人数の数は、保育所等を同時に利用する兄弟からカウントします。
- ※ 3 保育認定の B～C 階層（**所得割課税額が 57,699 円以下に限る**）に該当する方（**太いラインより階層が低い方**）は、原則として一番年長の兄弟から数えて 0 歳児を除く 2 子目以降は無料となります。0 歳児は 2 子目が 1/2 の金額、3 子目以降は無料です。（ただし、C2 階層の方は同時在園にかかわらず 2 子目以降が無料となります。）
- ※ 4 階層ごとの利用者負担額（保育料）は、令和 7 年 3 月 31 日時点での満年齢で適用となりますので、**年度の途中で満 3 歳になった場合でも、負担額（保育料）は変わりません。**
- ※ 5 利用する施設・事業、公私立を問わず、認定区分ごとに同一の負担額となります。
- ※ 6 令和 7 年 9 月～令和 8 年 8 月分保育料は、令和 7 年度の市民税額に基づく保育料となります。
- ※ 7 保育料算定の際に使用する市民税所得割課税額は、子ども・子育て支援法施行令第 4 条第 2 項第 2 号の内閣府令で定める規定により、住宅借入金等特別税額控除などの税額控除がある場合、税額控除額を加算した額となります。
- ※ 8 「母子世帯等」とは、母子・父子世帯、在宅障がい児（者）がいる世帯をいいます。
- ※ 9 3 号認定保育料には、給食費（主食費・副食費）を含みます。
- ※ 10 この保育料のほかに、給食費（主食費・副食費）、行事代、バス利用代などの実費徴収費が必要となる場合があります。

副食費の免除対象者

1号及び2号認定のうち、下表中「○」の箇所に該当する方の副食費は免除となります。（3号認定については、保育料の中に給食費が含まれています。）

階層		階層区分	教育認定（1号認定）			保育認定（2号認定） 令和7年3月31日時点で 満3歳以上		
			第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子
1	A	生活保護世帯	○	○	○	○	○	○
2	B2	Bまたは B1のうち母子世帯等	○	○	○	○	○	○
3	B1	Bのうち 均等割非課税世帯	○	○	○	○	○	○
4	B	所得割非課税世帯	○	○	○	○	○	○
5	C2	Cまたは C1のうち母子世帯等	○	○	○	○	○	○
6	C1	市 民 税 所 得 割 課 税 額	48,599 円以下	○	○	○	○	○
7	C		57,699 円以下	○	○	○	○	○
			77,100 円以下	○	○		○	○
8	D1		96,999 円以下		○		○	○
9	D2		168,999 円以下		○		○	○
10	D3		211,200 円以下		○		○	○
11	D4		300,999 円以下		○		○	○
12	D5		396,999 円以下		○		○	○
13	D6		397,000 円以下		○		○	○

※第1子・第2子・第3子のカウントについて

1号認定子ども：原則、小学3年生から第1子と数えます。

2号認定子ども：原則、保育所等を利用している子どもから第1子と数えます。